R8. 4. 1

進出企業を資金面からサポートする手厚い支援制度

加賀市では下記のように、多面にわたる支援措置があります。お気軽にご相談ください。

優遇税制

固定資産税（用地・建物・設備）、都市計画税（用地・建物）の免除

企業立地促進優遇税制

製造業 研究所等 植物工場（小塩辻工場団地以外）	要　件		投　資　額：5 億円超 新規雇用人数：10 人以上	投　資　額：1 億円超※1 新規雇用人数：5 人以上
	免除年数	新築・増築	8 年	4 年
		中　古	4 年	2 年
		成長産業分野※2	上記年数＋ 2 年	上記年数＋ 2 年
運輸業	要　件		投　資　額：3 億円超 新規雇用人数：10 人以上	投　資　額：1 億円超 新規雇用人数：5 人以上
	免除年数	新築・増築	3 年	
		中　古	3 年	2 年
地域牽引事業			地域未来投資促進法に基づく石川県の認定受けた事業　3 年免除	
その他			操業会社が資産を取得しない場合でも、工場を取得し、一定の要件を満たす子会社等であれば対象となります。詳細は、お尋ねください。	

※1 地域未来投資促進法総務省令に定める農林漁業及びその関連業種（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業）にあっては、投資額の要件は 5,000 万円超となります。
※2 成長産業分野とは情報通信、健康・医療・福祉・介護、環境・エネルギー、航空・宇宙、自動車関連等の分野を言います。

優遇税制＋補助金

企業立地促進優遇税制

情報通信 ソフトウェア 情報処理業	要　件		新規雇用人数：10 人以上	新規雇用人数：2 人以上
	免除年数	新　築	6 年	3 年
		中　古	3 年	2 年
本社機能移転※3	要　件		新規雇用人数：2 人以上	
	免除年数		移転型（東京 23 区）3 年間免除	拡充型 3 年間 10 分の 1

企業立地促進補助金

情報通信 ソフトウェア 情報処理業	要　件	新規雇用人数：2 人以上	
	補助金	市民新規雇用人数× 30 万円（初年度のみ） 回線使用料 1/2 （最大 3 年） 土地建物賃借料 1/2（最大 5 万円 / 月、最大 3 年）	上限額： 総額 2,500 万円
本社機能移転※3	要　件	新規雇用人数：2 人以上	
	雇用に対する助成	市民新規雇用人数× 30 万円（初年度のみ）　上限額：総額 3,000 万円	

※3 本社機能とは、総務・人事、企画・調整、情報処理、国際事業などの全社的な業務を言います。

優遇税制＋補助金

企業立地促進優遇税制

ベンチャー企業	対象者		新技術又は高度な知識を基に革新的な事業を行なうもの 本市の産業振興に資する成長産業分野であって、製造、製品開発又は研究を行なう事業並びにこれらに付随する事業を主業とするもの
	要　件		創業者または従業者が加賀市内に居住すること
	免除年数	新　築	3 年
		中　古	2 年

企業立地促進補助金

ベンチャー企業	要　件	創業者または従業者が加賀市内に居住すること	
	補助金	市民新規雇用人数× 30 万円（初年度のみ） 回線使用料 1/2 （最大 3 年） 土地建物賃借料 1/2（最大 5 万円 / 月、最大 3 年） 事業所開設、広告宣伝、通信環境、設備等に係る経費 1/2（初年度のみ　最大 100 万円※4）	上限額： 総額 2,500 万円

※4 加賀市イノベーションセンター内インキュベーションルーム退去者は最大 50 万円

加賀市役所 商工課 企業誘致グループ
〒922-0057　石川県加賀市大聖寺八間道65 かが交流プラザさくら 3階
TEL:0761-72-7820　E-mail:kigyou@city.kaga.lg.jp　URL:http://www.city.kaga.ishikawa.jp